

第1回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H28. 4. 28（木）】

資料番号	資料のタイトル
	次第
資料1	平成28年度活動計画
資料2	平成28年度市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）の実施結果報告
資料3-1	自治基本条例の見直しの手順等についての協議
資料3-2	H24.3回委員会報告用 自治基本条例 課題・意見等整理（まとめ）
資料3-3	自治基本条例施行後の主な取り組みについて
資料3-4	自治基本条例 見直し検討ワークシート
資料4	平成28年度参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）について（案）
参 考	組織改編について

第1回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成28年4月28日(木)14:00～16:00

場所 市役所本庁舎4階第2会議室

一 次 第 一

1 開 会 14:00

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

- ① 今年度の市民自治推進委員会の活動計画について
- ② 市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について
 - ・平成27年度市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）の実施結果報告
 - ・審査委員選出
- ③ 鳥取市自治基本条例の見直しについて
- ④ 参画と協働のまちづくりフォーラムについて

(2) その他

- ① 次回日程 6月

4 閉 会

平成28年度の活動計画について（案）

年間のスケジュール

回数	時期	主な審議事項等
<p>年間を通じて協議が見込まれる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治基本条例の見直しについての審議 ○鳥取市協働のまちづくりガイドラインの策定および地区公民館の活用の基本方針の策定について 		
1回	4月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度の市民自治推進委員会の活動計画について ○市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて
2回	6月	<ul style="list-style-type: none"> ○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） ○参画と協働のまちづくりフォーラムについて
3回	7～8月	年間を通じて協議が見込まれる事項について検討
4回	9月	○市民活動表彰被表彰者の審査
5回	10月	○参画と協働のまちづくりフォーラムの検証について
6回	11月	○先進的活動団体との勉強会の実施（先進地視察）
7回	12月	年間を通じて協議が見込まれる事項について検討
8回	1月	年間を通じて協議が見込まれる事項について検討
9回	2月	○委員会意見書の策定についての検討
10回	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度の活動の総括 ○任期中の総括 ○委員会意見書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金(市民活動促進部門)の概要

コース	市民活動促進部門	
	創造的な市民活動事業	公益的な自主事業
趣旨	活動をこれから始める、または始めたばかりの市民活動団体の支援	既に活動している市民活動団体の活動をさらに充実・発展するための支援
補助率	対象経費の100%	対象経費の80%
上限額	10万円	20万円
対象者	設立後3年未満の市民活動団体	設立後1年以上の市民活動団体
回数制限	1団体につき1回限り	1団体につき3回まで
助成件数	2団体程度	4団体程度
応募の期間	平成28年4月1日(金)～5月10日(火)	

平成27年度市民まちづくり提案事業助成金(交付団体一覧)

◆市民活動促進部門

コース	団体名	事業名	事業概要	交付決定額	事業報告	交付確定額
創造的な市民活動事業	鳥取コミュニティシネマ	映画「ペコロスの母に会いに行く」上映会	県内では上映予定のない映画「ペコロスの母に会いに行く」を上映し、都会との上映本数格差の是正に取り組むとともに、介護や認知症についての理解を深める。	100,000円	高齢化が進む中で介護や認知症は深刻な問題となっている。そのような中、この上映会は、介護者等を前向きな気持ちにさせ、市民に多くの共感と感動を与えた。今後も毎月のように上映会を開催し、都会との上映本数格差の是正を図る。	0円
	認知症の方と家族を支える オレンジカフェ めぐむ	認知症の方と家族を支えるカフェ立上げ事業	認知症の方と家族、地域住民、専門職などの誰もが気軽に立ち寄り、お茶などを楽しみながら相談や介護などの情報交換できるカフェを開設する。	100,000円	毎月第3土曜日に開催。専門職が相談にあっている。オープンから一人でも多くの方々に知ってもらえるよう広報に努めている。最近では成果が少しずつ表れ問い合わせ等も多くなった。今後も活動を継続し、認知症の理解に努めていく。	100,000円
公益的な事業	鳥取おやこ劇場	おやこで楽しむ和太鼓&熊手おどりワークショップ	和太鼓奏者による和太鼓演奏の指導と、熊手踊りの指導を親子で直接受けることのできる体験会を実施することで、子どもたちの自主性や主体性を伸ばし、また親子の絆を深める。	200,000円	和太鼓演奏の指導では、日本の伝統芸能に触れる良い機会となった。公演では子どもたちが生き生きと演奏、保護者も参加し親子で貴重な体験ができた。今後も普段できない体験を通じて豊かで健全な子どもたちの成長を見守る。	200,000円
	喘息患者会「いなば会」	第23回喘息デー「喘息治療講演会」	講師を招聘し、県内外のぜんそく患者や家族、一般市民の参加のもと講演会を実施する。気管支喘息に対する正しい知識を普及することで、喘息患者の喘息死を予防し、生活の質を向上させる。	75,000円	患者自身が喘息について知識を深めることができた。生活習慣の改善、食事や運動習慣等で免疫力を高め、運動機能を維持し健康寿命を延ばす努力も必要であり、互いに学び励ましあい、今後も幅広い視野に立って活動していきたい。	75,000円
	鳥取カレーちゃんぽん連盟	「スゴイ!鳥取市のあんかけちゃんぽん」プロジェクト	半世紀にわたり愛され続ける「あんかけちゃんぽん」「鳥取カレーちゃんぽん」の食べられる店舗を中心に「鳥取市のちゃんぽん文化」を紹介するリーフレットを作成し、市民へ向けて幅広く情報提供し、鳥取市民に鳥取市での食の楽しさを提供する。	94,000円		
	鳥取式屋台楽宴実行委員会	トットリ式屋台楽宴プロジェクト2015秋の用瀬めぐり—きむらとしろうじん「野点」2015 in 用瀬+いろいろ屋台の宴—	さまざまな世代の市民、学生、アーティストが用瀬に集まり、各自が考える「魅力的な何か」を实体化した創作屋台を披露し、訪れた市民との交流、そして用瀬に潜在する魅力の再発見につながるような「屋台イベント」を開催する。	200,000円	イベントでは普段町民でも歩かないような路地等に約40台の屋台を配置。日常とは違う風景を見ることで、様々な可能性を感じ、地域の魅力を再発見することができた。	200,000円
	アモーレ鳥取ボヌッチの会	鳥取とイタリアの音楽交流の軌跡	イタリアの著名なバイオリニストとの鳥取での交流の軌跡をパネル展示するとともに、解説付きのフィルムコンサートを行う。イタリアの文化・音楽に触れることで、イタリアとの交流の輪を広げていく。	99,000円	鳥取とイタリアの音楽交流の軌跡を紹介することで、地方都市でも直接イタリアの文化や音楽に触れることが可能なことを示すことができた。今後もコンサートの実施を検討したい。	99,000円
	鳥取県東部手話サークル連絡協議会	手話漫才ぶ〜&み〜公演会	手話漫才など気軽に楽しめるお笑いを通して、広く市民に手話と触れ合ってもらい、手話の普及と聴覚障がい者理解の促進を目指す。	132,000円		

(1) 協議事項

③鳥取市自治基本条例の見直しについて
自治基本条例の見直しの手順等についての協議

1 市民自治推進委員会の役割

第10章 市民自治推進委員会

第29条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

2 自治基本条例の見直しの検討の定義について

第11章 条例の見直し

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

※ 4年を超えない期間…平成24年9月30日 平成28年9月30日

3 本日の審議等の内容

(1) 見直しの手順等について（条例見直しの必要性についての検討）

広く意見を収集・抽出→課題をまとめ共有→検討すべき条項及び事項の選定

→見直しの手法等の検討体制の決定及び審議スケジュールの作成

見直し検討委員会回数	日付	内容
1回	4月28日	○見直しの流れについて ○自治基本条例施行後の取り組み・現状 ○課題の抽出方法の確認
2回	7～8月	○課題の共有 ○検討すべき条項及び事項の抽出
3回	9月	○見直しの手法等の検討体制について ○平成28年度スケジュール案について

(2) 前回の見直し期の検討事項及び見直しされた事項について

(3) 課題の抽出方法

- ・委員からの意見
- ・市民から寄せられた意見
- ・庁内調査

自治基本条例 見直し検討

(庁内調査状況)

鳥取市自治基本条例見直し検討庁内調査状況について

自治基本条例第29条に規定するとおり、条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかを、条例施行後4年を超えない期間ごとに検討することになっています。

本市では、条例の見直しを検討するにあたり、この条例の規定に基づき、まず、庁内各課に対して平成24年5月～6月に調査を実施しました。

その結果、下記のとおり、担当課及び課の枠を超えての意見を取りまとめました。

以下、現状の行政としての意見を参考に提示させていただきます。

意見記載条項

見出し	条文
(定義)	第2条第1項第2号
(情報共有の原則)	第6条
(コミュニティ)	第13条
(総合計画)	第15条第2項
(財政運営)	第16条
(情報の公開及び提供)	第18条
(個人情報の保護)	第19条
(行政評価)	第21条
(住民投票)	第26条
(条例の見直し)	第29条

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 自治の基本理念（第4条）
- 第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）
- 第4章 自治を担う主体の責務等
 - 第1節 市民（第7条・第8条）
 - 第2節 議会（第9条・第10条）
 - 第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）
- 第5章 コミュニティ（第13条）
- 第6章 市政運営（第14条～第23条）
- 第7章 市民意思の表明及び尊重（第24条～第26条）
- 第8章 国及び自治体等との連携及び協力（第27条）
- 第9章 市民自治推進委員会（第28条）
- 第10章 条例の見直し（第29条）
- 附則

章、条の見出し	条文	見直しの要否	関係課所見（課題）	事務局コメント
第1章 総則				
（定義）	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。 (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 (3) 市 議会及び執行機関をいいます。 (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。 (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。 (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。	見直しの要否については記載なし	（教育総務課） ・執行機関の「市長」の定義の中に、公営企業（水道局・市立病院）は含まれるのか否かが分かりません。	含まれません。地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定されるもののみを限定列举しています。 本条例策定時、鳥取市みんなでつくる自治基本条例検討委員会のなかで議論され、個別条例等で定義されているものはそちらに委ね、条例には必要なものを定義することが示されたためです。
（情報共有の原則）	第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。	否	（用瀬町総合支所） ・情報の共有に関し、市側からは一般的に市のHP、市報（支所だより）、CATV等で行っており、また地域代表者の方々には地域審議会、自治会長会議等で行っている。一方、市民情報に関し市の入手方法は特に定めがないため、十分周知出来ていないのが現状ではないか。	特になし

章、条の見出し	条文	見直しの要否	関係課所見（課題）	事務局コメント
第5章 コミュニティ	第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。 2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。 3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。 4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。 5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。	見直しの要否については記載なし	（国府町地域振興課）任意設置であった「まちづくり協議会」は今や総ての地区に設置済であることから、まち協を主体としたまちづくりの取り組みがコミュニティ強化に繋がることを規定できないか。 （学校教育課）学校教育課において、小中学校の通学区域を規則で定めているが、この学区と地区公民館の区域とが合致しない地域がある。このため、子ども会活動や自治会活動等に支障が生じているとして、校区再編の要望が提出されている地区がある。	特になし
第6章 市政運営				
（総合計画）	第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。 2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。	要	（行財政改革課）2項 「市長は、総合計画の実施計画について、行政評価を行い、その結果及び達成状況を公表します。」・・・毎年度、行政評価を行うことで、施策、事務事業の検証、見直しを行っています。	特になし
（財政運営）	第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。 2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。	否	（行財政改革課）コメントは無し	特になし
（情報の公開及び提供）	第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。 2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。 3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。	否	（用瀬町総合支所） ・情報の公開（提供）はいろいろな方法で実施していると思う。今後は、参考となる（他のモデル的な）まちづくりの取り組み事例を聞くことが出来る場（事例発表会のようなもの）の開催を検討してはどうか。 （総務課） 鳥取市情報公開条例においては、何人も行政文書の開示を請求できるとしており、開示請求の事由により開示・非開示を決定することは困難とされます。	特になし
（個人情報の保護）	第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。 2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。	見直しの要否については記載なし	（教育総務課） ・市として個人情報の保護は当然であるが、この条文中にある「保有する個人情報」については、適正な管理を行う旨の条文を加筆した方がより内容充実すると思うが、どうか。 (例)・・・適正に保護及び管理しなければ・・・	本市における個人情報の保護については、別に定める鳥取市個人情報保護条例において、より具体的に定義しております。本条例においても、第2項においてその旨を定義しており、適正な管理についても個人情報保護条例で既に規定されているものと考えますので、改めての規定は不要なものと考えます。

章、条の見出し	条文	見直しの要否	関係課所見（課題）	事務局コメント
（行政評価）	<p>第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。</p> <p>2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。</p>	否	<p>（行財政改革課） コメントは無し</p>	特になし
第7章 市民意思の表明及び尊重				
（住民投票）	<p>第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。</p> <p>3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。</p>	見直しの要否については記載なし	<p>（選挙管理委員会事務局）住民投票を行うこととなった場合、個別では条例の検討ができないため、あらかじめ設置しておいた方がよいと考える。ただし、常設型のように固定的ではなく、基本となる事項のみを設定し、個別の状況の変化に合わせて、さらに補完する条例を設けた方がよいと考える。</p> <p>（市議会事務局）今回の「鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会」での条例案審議の結果、投票資格者は公職選挙法の規定を適用することとした。</p> <p>このことに対し、在日外国人団体や民団等から陳情書や要望が出された経過がある。一方、これら陳情等が出されたことに対し、反対の意見が市民の声等で多数寄せられている。</p> <p>このようなことから、在日外国人の投票資格の取り扱いについては、国際的に大変デリケートな事案であり、特に慎重な審議が必要と考える。</p> <p>（総務課）鳥取県においては、現在、鳥取県民参画基本条例（仮称）の制定を検討中であり、その中で常設型の住民投票制度の導入についての議論が始められているところであるので、鳥取市としてもその動向を注視していきたい。</p> <p>また、市の政策決定過程における住民への情報提供、住民の意見集約のあり方について、別途研究しておく必要がある。</p>	特になし
第10章 条例の見直し				
	<p>第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。</p> <p>2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。</p>	否	<p>（用瀬町総合支所）必要に応じて見直しを検討するという考え方もあると思うが、やはり、一定期間業務を遂行し、その業務内容や効果等の検証を行ったうえで見直しを検討する事が必要であると考えている。4年も適切であると考えている。</p>	現状で適正な期間であると考えます。

(3) 協議事項

③鳥取市自治基本条例の見直しについて 自治基本条例施行後の主な取り組みについて

1 各条項の主な取り組みについて

前文

鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

取り組み状況

前文で明確にされた「条例制定の趣旨やまちづくりに対する基本的な考え方、決意など」に基づき、自治基本条例を施行・運用しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。

取り組み状況

目的に則り、自治基本条例を施行・運用しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

取り組み状況

定義のため特になし。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

取り組み状況

市は、本規定に基づき、「他の条例等の制定、改廃及び運用」を行っています。

※ 参考 第22条

第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第3章 自治の基本原則

(参画及び協働の原則)

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。

3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

取り組み状況

本基本原則に基づき、参画と協働のまちづくりを推進しています。

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

取り組み状況

本原則に基づき、情報共有を行っています。

※ 参考 第18条、第19条

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

(1) まちづくりに参画し、協働すること。

(2) 市が保有する情報を知ること。

(3) 行政サービスを受けること。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第2節 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

- 2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。
- 3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第3節 市長及び市の職員

(市長の役割及び責務)

- 第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。
- 2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。
 - 3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。
 - 4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

（職員の責務）

- 第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。
- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。
 - 3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

取り組み状況

（1）平成12年4月に策定し、平成18年6月に改訂した「新鳥取市人材育成基本方針」に基づき、合併後の本市と分権時代に相応しい人材育成の一層の充実・強化を図っています。

（2）「協働のまちづくり」に関する職員研修

- ・平成25年度 主任級を対象 「ボランティア・市民活動について」
- ・平成26年度 係長級を対象 「とっとり県民活動活性化センターの役割」
- ・平成27年度 主任級を対象 「元気な地域を創るために一まちづくりと地の活性化」
- ・毎年新規採用職員を対象に「市民との協働」について講義形式で研修を実施するとともに、活動団体を招いての座学を実施。

第5章 コミュニティ

- 第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。
- 2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。
 - 3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。
 - 4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。
 - 5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

取り組み状況

地区公民館を、生涯学習活動の拠点施設並びにコミュニティ活動の重要な拠点施設として位置づけ、市民と市が適切な協力関係のもとに支え合う「市民と市との協働のまちづくり」の実現に向けて、コミュニティの充実、強化を図ってきました。

(1) 必要な支援について

- ・協働のまちづくりの基本的な考え方をまとめた「協働のまちづくり基本方針」の策定及び協働のまちづくりをわかりやすくまとめた「協働のまちづくりハンドブック」の作成（H21年度）
- ・市内の協働の取り組み事例をまとめた「協働事業事例集」の作成（H23年度）

(2) 財政的な支援について

- ・鳥取市自治連合会補助金
- ・鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金
- ・鳥取市市民まちづくり提案事業助成金

(3) 自治会加入率について

- ・平成24年度には自治会加入促進事業を実施 鳥取市自治連合会加入率 67.3%（H27.4）

(4) まちづくり協議会について

全61地区で設立。地域コミュニティ計画策定 60地区。協働のまちづくり支援宣言 60地区

(5) 地区公民館の充実

職員配置、施設整備など

第6章 市政運営

（市政運営の原則）

第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。

3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

※第2項 例：ローカルマニフェストの公表

(総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

取り組み状況

第10次鳥取市総合計画（平成28年4月策定）

○基本構想：平成28～37年度（10年間）

○基本計画：平成28～22年度（5年間）

○基本的な考え方

- ➡ 「ひと」を大切にすまちづくり
- ➡ 「鳥取市らしさ」を大切にすまちづくり
- ➡ 「市民一人ひとり」によるまちづくり

○まちづくりの理念

「鳥取市を飛躍させる、発展させる」

○めざす将来像

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」

- ▶ 第10次鳥取市総合計画は、多くの市民のみなさんから建設的な意見・提言をいただきながら、地方創生の時代、そして平成30年4月の中核市への移行を見据え、平成28年3月に策定。
- ▶ 総合計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間を展望し、本市のめざす将来像とその実現に向けた‘まちづくりの目標’を示した「基本構想」と平成32年度までの5年間の具体的な施策を示した「基本計画」からなり、具体的な事業は「実施計画」として明らかにしています。
- ▶ 戦略的に施策を展開するため、PDCAサイクルにより成果を重視した進行管理を行います。
- ▶ 基本計画では、めざす将来像を「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」とし、まちづくりの理念とまちづくりの目標を掲げ、その実現に向けて展開する諸施策等を個別に掲げています。

- ▶ 人口減少の抑制に向け、若者を中心とした定住や雇用・就業環境の確保、まちのにぎわいづくりといった課題の克服や「鳥取市の強み」を生かしたまちづくりを強力に推進するため、平成27年9月に「鳥取市創生総合戦略」を策定しました。この総合戦略の諸施策については、「郷土愛を育み 人がつながる まちむら創生」として基本計画の「重点施策」に位置づけ、総合的、一体的な推進を図り、将来像の実現に向け取り組みます。戦略期間：平成27年度から平成31年度

(財政運営)

第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

取り組み状況

本市は、「鳥取市財政概況報告書作成及び公表に関する条例」に基づき、毎年2月1日及び8月1日に収入及び支出の概況など半期分の財政概況報告書を公表しています。

市民の意見を予算に反映させる手段として、各種事業の基本構想や基本計画を策定する段階で、審議会等に公募委員を募ったり、計画等の案を市民政策コメントにかけるなどの取り組みを積極的に展開しています。

(組織)

第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

取り組み状況

主な組織・機構改革

- H20.4 ・コミュニティの充実・強化を図るため、企画推進部に「コミュニティ支援室を設置」 など
- H22.5 ・中山間地域の地域づくりを総合的に推進するため、地域振興室に代えて「中山間地域振興課」を設置
- H28.4 ・協働のまちづくり強化を図るため企画推進部に「地域振興局」を設置
(地域振興課・協働推進課・市民総合相談課)
・相談体制の強化を図るため「鳥取市消費生活センター」を設置 など

(情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

- 2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。
- 3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

鳥取市情報公開条例（平成11年3月制定）に基づき、市民等からの行政文書の開示請求に対応しています。

▶開示状況

主な請求内容は、建設リサイクル法による届出書、工事設計書、農地転用に関する文書でした。「部分開示」は主に個人情報、法人情報に該当する部分を一部不開示としたものです。

機関	全部開示	部分開示	不開示	嫌文返し	請求拒否	合計
市長	26	72	0	6	0	104
教育委員会	10	7	0	1	0	18
農業委員会	0	24	0	0	0	24
選挙管理委員会	0	1	0	0	0	1
水道事業管理者	18	3	0	0	0	21
病院事業管理者	1	0	0	0	0	1
議会	3	2	0	0	0	5
合計	58	109	0	7	0	174

（平成26年度）

▶開示請求者の内訳

区分	個人	法人・団体	合計
市内在住者	31	81	112
市外在住者	6	56	62
合計	37	137	174

（平成26年度）

（個人情報の保護）

- 第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。
- 2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

鳥取市個人情報保護条例（平成14年9月制定）に基づき、市が保有する市民の個人情報についての取扱いを行っています。

▶開示請求の対応状況

「部分開示」は第三者の情報が含まれているため、一部不開示としたものです。

「不開示」は、法令により公開することができない文書であるため不開示としたものです。

機関	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし	請求拒否	合計
市長	2	8	1	0	0	11

※市長部局以外への開示請求はなし

(平成26年度)

(行政手続)

第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

2 市は、法令等に基づく不利益処分の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

「行政手続法」及び「鳥取市行政手続条例」(平成7年12月制定)に基づき、行政手続に関する取扱いを行っています。

・所管課で不利益処分の基準及び申請に対する審査基準を定め、随時変更。

(行政評価)

第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

取り組み状況

行政評価は、施策・事業の各段階において、一定の基準・指標をもって目標や目的の達成度についての測定及び課題の検証を行い、その結果を行政運営の改革・改善につなげるとともに、予算編成などの行政運営に反映させます。

- ▶ 平成26年度 市民で構成された「鳥取市総合企画委員会」及び「鳥取市行財政改革推進市民委員会」による外部評価を実施。また、内部事務システムの導入による行政評価支援システムを稼働させ、第9次総合計画に掲げる施策評価、実施計画に該当する事務事業評価を実施しました。
- ▶ 平成27年度 「鳥取市総合企画委員会」から、第10次総合計画の策定に係るご意見をいただきました。行財政改革大綱に基づく実施計画に係る中間評価に対し「鳥取市行財政改革推進市民委員会」からご意見をいただきました。

（附属機関等の委員の選任）

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

取り組み状況

（1）「審議会等の設置・運営等に関する基準」及び「審議会等の委員の公募実施要領」（共に平成12年4月策定）に基づき、審議会等の公募委員の選任を行っています。

目標及び達成状況

事項	内容	達成状況
女性委員の選任割合	平成22年度末までに40%を越えるよう努める（平成20年4月1日施行）	28.0% （H25.3末）
公募委員の選任割合	20%を超える	9.9%※ （H28.4）

※正式な数値ではないため、参考

（説明責任）

第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

(危機管理)

- 第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。
- 2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。
- 3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。

取り組み状況

- ▶ 平成25年度、まちづくり協議会の行う防災対策活動を助成するため、鳥取市地域コミュニティ育成支援事業交付金に「防災力向上事業」を追加。（3年間の時限制度）
- ▶ 災害に強い庁舎整備の推進
- ▶ 防災マップの作成や、要援護者等の避難体制の整備

(意見等への対応)

- 第25条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。
- 2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

取り組み状況

本市の主な広聴制度

制度・仕組み	平成26年度	平成27年度
市政提案箱 ～市長への手紙～	177	110
陳情・要望	127	112
市民相談	936	集計中
市民政策コメント	第26条のとおり	
無料法律相談	221	205

専門相談	49	50
くらし110番	810	集計中
地区要望	919	900
地域づくり懇談会	31地区	30地区

※地区要望は、それぞれ平成27年度要望及び平成28年度要望を表す。

(市民政策コメント)

第26条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

- 2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。
- 3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

取り組み状況

市民政策コメント実施要綱（平成13年1月策定）に基づき実施しています。

年度	案件数	意見等受付件数
平成26年度	12件	180件
平成27年度	18件	836件超

※平成27年度分意見受付については集計中のものがあるため。

(住民投票)

第27条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。
- 3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

取り組み状況

投票日において年齢満20歳以上の日本国籍を有する者を投票資格者として鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例を平成24年3月22日制定。(投票日の翌日から起算して90日を経過した日に効力失効)

平成24年5月20日 「鳥取市庁舎整備に関する住民投票」執行

投票率 50.81% 投票総数 78,967 票 有効投票数 78,013 票 無効投票数 954 票

第8章 国及び自治体等との連携及び協力

第28条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

取り組み状況

条文の規定のとおり。

第9章 市民自治推進委員会

第29条 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

取り組み状況

任期	委員数	委員会開催回数	意見等
平成20年11月27日～ 平成23年3月31日	10名	H20年度 3回 H21年度 6回 H22年度 6回	・H21年度「鳥取市自治推進委員会 報告書」 ・H22年度「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」
平成23年4月1日～ 平成25年3月31日	10名	H23年度 6回 H24年度 12回	・H23年度「鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書」 ・H24年度「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」 鳥取市自治基本条例の見直しに係る答申
平成25年4月1日～ 平成27年3月31日	10名	H25年度 7回 H26年度 6回	・平成25年度「鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書」 ・平成26年度「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」

平成27年4月1日～ 平成29年3月31日	10名	H27年度 6回 H28年度 10回 (予定)	・平成27年度「鳥取市市民自治推進委員会 活動報告書」
--------------------------	-----	-------------------------------	--------------------------------

第10章 条例の見直し

第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

取り組み状況

平成26年4月1日 改正自治基本条例施行

自治基本条例 見直し検討ワークシート 各条項について、課題と感じられることをシートに書き出してください。

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 自治の基本理念（第4条）

第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民（第7条・第8条）

第2節 議会（第9条・第10条）

第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）

第5章 コミュニティ（第13条）

第6章 市政運営（第14条－第23条）

第7章 危機管理（第24条）

第8章 市民意思の表明及び尊重（第25条－第27条）

第9章 国及び自治体等との連携及び協力（第28条）

第10章 市民自治推進委員会（第29条）

第11章 条例の見直し（第30条）

附則

章、条の見出し	条文	課題
前文	<p>鳥取市は、唱歌「故郷(ふるさと)」の情景をはつひつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。</p> <p>その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。</p> <p>そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。</p> <p>私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。</p> <p>このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。</p> <p>ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。</p>	

章、条の見出し	条文	課題
第1章 総則		
(目的)	<p>第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。</p>	
(定義)	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(3) 市 議会及び執行機関をいいます。</p> <p>(4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。</p> <p>(6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。</p>	
(条例の位置づけ)	<p>第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。</p> <p>2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。</p>	
第2章 自治の基本理念		
	<p>第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。</p> <p>2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。</p>	
第3章 自治の基本原則		
(参画及び協働の原則)	<p>第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。</p> <p>2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。</p> <p>3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。</p>	

章、条の見出し	条文	課題
(情報共有の原則)	第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。	
第4章 自治を担う主体の責務等		
第1節 市民		
(市民の権利)	第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。 (1) まちづくりに参画し、協働すること。 (2) 市が保有する情報を知ること。 (3) 行政サービスを受けること。	
(市民の責務)	第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。 (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。 (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。	
第2節 議会		
(議会の役割及び責務)	第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。 2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。 3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。	
(議員の責務)	第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。	
第3節 市長及び市の職員		

(市長の役割及び責務)

- 第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。
- 2 市長は、市の職員(以下「職員」といいます。)を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。
- 3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。
- 4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

章、条の見出し	条文	課題
(職員の責務)	<p>第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。</p> <p>3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。</p>	
第5章 コミュニティ		
	<p>第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。</p> <p>2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。</p> <p>3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。</p> <p>4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。</p> <p>5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。</p>	
第6章 市政運営		
(市政運営の原則)	<p>第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。</p> <p>2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。</p> <p>3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。</p>	
(総合計画)	<p>第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。</p> <p>2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。</p>	
(財政運営)	<p>第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。</p> <p>2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。</p>	
(組織)	<p>第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。</p>	

(情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。
2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。
3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

章、条の見出し	条文	課題
(個人情報保護)	<p>第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	
(行政手続)	<p>第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。</p> <p>2 市は、法令等に基づく不利益処分等の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	
(行政評価)	<p>第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。</p> <p>2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。</p>	
(附属機関等の委員の選任)	<p>第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。</p>	
(説明責任)	<p>第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。</p>	
第7章 危機管理		
	<p>第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態(以下「災害等」といいます。)から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。</p> <p>2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。</p> <p>3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。</p>	
第8章 市民意思の表明及び尊重		
(意見等への対応)	<p>第25条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等(以下「意見等」といいます。)に対して、迅速かつ的確に対応します。</p> <p>2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。</p>	

<p>(市民政策コメント)</p>	<p>第26条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。</p> <p>2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。</p>	
-------------------	---	--

章、条の見出し	条文	課題
(住民投票)	<p>第27条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。</p> <p>3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。</p>	
第9章 国及び自治体等との連携及び協力		
	<p>第28条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。</p> <p>2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。</p>	
第10章 市民自治推進委員会		
	<p>第29条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。</p> <p>3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。</p>	
第11章 条例の見直し		
	<p>第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。</p> <p>2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。</p>	
附則		
	<p>この条例は、平成20年10月1日から施行します。</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行します。</p>	

平成28年度 参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）について（案）

1 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

2 日時

平成28年7月23日（土）または7月31日（日）

3 場所

さざんか会館（富安2丁目104-2）（仮）

4 主催

参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会、鳥取市市民自治推進委員会、鳥取市

5 後援（順不同）※予定（H26参考）

鳥取市自治連合会、鳥取市公民館連合会、鳥取市男女共同参画登録団体連絡会、(公社)鳥取青年会議所、朝日新聞鳥取総局、毎日新聞鳥取支局、産経新聞鳥取支局、日本経済新聞社鳥取支局、山陰中央新報社、中国新聞鳥取支局、(株)新日本海新聞社、共同通信社鳥取支局、時事通信社鳥取支局、読売新聞鳥取支局、NHK鳥取放送局、BSS山陰放送、日本海テレビ、山陰中央テレビ、テレビ朝日鳥取支局、いなびぴょんぴょんネット、(株)ふるさと鹿野

6 タイトル（参考案）

参画と協働のまちづくりフォーラム～町内会活動からまちづくりを考える～

7 日程

○13:30 開会

あいさつ 実行委員長 [10分]

○13:40 アトラクション [20分]

(鳥取)・手笠踊り ・麒麟獅子舞 ・さいとりさし

(国府)・因幡の傘踊り ・麒麟獅子舞 ・銭太鼓

(福部)・砂神太鼓 ・銭太鼓 等々

○14:00

— 休憩 —

[10分]

○14:10 パネルディスカッション

「町内会って必要なの!？」

[90分]

パネリスト

・自治会関係者 自治連合会役員等

・UJIターンの方

・学生など 鳥大地域学部学生、若者会議メンバー等

コーディネーター

・有識者 鳥取大学地域学部の先生

オブザーバー

・鳥取市 深澤 義彦（鳥取市長）

○15:40

まとめ

福島 猛夫（鳥取市市民自治推進委員会委員長）

[10分]

○15:50

閉会

8 その他

- ① 市民活動表彰受賞者（団体）などの活動状況、市民活動促進助成事業実施団体などをパネル展示する。
- ② 加工品などの物産販売を出店する。
- ③ 会場に託児所を設ける。

今後のスケジュール・・・・・・・・・・今後の検討状況による

(参考) H27 イベント開催状況

日 付	イベント名
6/25 (木)	童謡・唱歌100曲マラソン
7/ 5(日)	日本のふるさと音楽祭
7/12(日)	防災フェア 2015
7/18(土)	人権とっとり講演会
7/19(日)~20(月)	賀露白いか祭り
7/26(日)	城下町しかのぶらり蓮ウォーク
8/ 1(土)	河原町あゆ祭
8/ 2(日)	しゃんしゃん祭プレイベント、砂丘ビーチ砂もり大会
8/ 7(金)~8(土)	気高町貝がら節祭り
8/13(木)	しゃんしゃん祭前夜祭
8/14(金)	しゃんしゃん祭一斉傘踊り
8/15(土)	市民納涼花火大会
8/22(土)	もちがせふれあいフェスティバル、因幡の傘踊りの祭典
8/29(土)	人権尊重社会を実現する市民集会
8/30(土)	第4回貝殻節全国大会

実行委員会の組織化

○実行委員会委員について

平成26年度 市民自治推進委員10名+地域活動団体の代表3名 計13名

平成28年度案 市民自治推進委員10名+

鳥取ふるさとUI（友愛）会代表 まちづくり協議会代表

※鳥取ふるさとUI（友愛）会

鳥取県東部地区（鳥取市、岩美町、八頭町、智頭町、若桜町）に移住した仲間が「楽しく、有意義で、快適な生活」を目指して交流している。

○フォーラムの予算について（平成28年度フォーラム予算額 340,000円）

平成26年度フォーラム予算（案）

1.〈収入〉

（単位：円）

費目	予算額	備考
委託料	340,000	鳥取市より委託料
雑収入	1,000	預金利息
計	341,000	

2.〈支出〉

（単位：円）

費目	予算額	備考
事務費	10,000	切手代、収入印紙代
会議費	34,000	実行委員会委員報償費(@1,000円)、お茶代
事業費	296,000	チラシ、プログラム等印刷費、出演者謝金、消耗品ほか
予備費	1,000	
計	341,000	

平成26年度フォーラム決算【参考】

収支決算書

1.〈収入〉

（単位：円）

費目	予算額	決算額	増減	備考
委託料	340,000	340,000	0	鳥取市より委託料
雑収入	1,000	12	△988	預金利息
計	341,000	340,012	△988	

2.〈支出〉

（単位：円）

費目	予算額	決算額	増減	備考
事務費	10,000	11,890	1,890	切手代、収入印紙代
会議費	34,000	22,375	△11,625	実行委員会委員報償費、お茶代
事業費	296,000	256,344	△39,656	チラシ、プログラム等印刷費、出演者謝金、消耗品ほか
予備費	1,000	0	△1,000	
計	341,000	290,609	△50,391	

（収入）340,012円 - （支出）290,609円 = 49,403円

（残額は市に返還）

○タイムスケジュールについて

5月1日	日		6月1日	水		7月1日	金	
5月2日	月		6月2日	木		7月2日	土	
5月3日	火		6月3日	金	自治連チラシ配布承認	7月3日	日	
5月4日	水		6月4日	土		7月4日	月	
5月5日	木		6月5日	日		7月5日	火	
5月6日	金		6月6日	月		7月6日	水	
5月7日	土		6月7日	火		7月7日	木	
5月8日	日		6月8日	水		7月8日	金	
5月9日	月		6月9日	木		7月9日	土	
5月10日	火		6月10日	金		7月10日	日	
5月11日	水		6月11日	土		7月11日	月	
5月12日	木		6月12日	日		7月12日	火	
5月13日	金		6月13日	月		7月13日	水	
5月14日	土		6月14日	火		7月14日	木	
5月15日	日		6月15日	水		7月15日	金	当日役割分担
5月16日	月		6月16日	木		7月16日	土	最終確認
5月17日	火		6月17日	金		7月17日	日	
5月18日	水		6月18日	土	ポスターパンフの確認	7月18日	月	
5月19日	木		6月19日	日	パネリスト決定	7月19日	火	
5月20日	金		6月20日	月	物販団体決定	7月20日	水	
5月21日	土		6月21日	火	ホームページ掲載	7月21日	木	
5月22日	日		6月22日	水		7月22日	金	
5月23日	月		6月23日	木		7月23日	土	○
5月24日	火		6月24日	金		7月24日	日	
5月25日	水		6月25日	土		7月25日	月	
5月26日	木		6月26日	日		7月26日	火	
5月27日	金	市報掲載	6月27日	月		7月27日	水	
5月28日	土	日程、内容・予算確認	6月28日	火		7月28日	木	
5月29日	日	出演者選定	6月29日	水		7月29日	金	
5月30日	月	物販の有無、選定	6月30日	木		7月30日	土	
5月31日	火	チラシ作成準備				7月31日	日	◎



平成 28.4.1 組織改編について

地域振興と協働推進のための体制整備

市民との協働や移住定住など、地域との連携により地域振興の取り組みを一体的に推進するため、企画推進部内の「**地域振興監**」を「**地域振興課、協働推進課、市民総合相談課**」を統括する「**地域振興局**」に改組し、部長級の専任局長を配置することで体制の強化を図ります。

企画推進部

地域振興局

- ▶ 地域振興課 振興係、移住定住促進系
 - ▶ 協働推進課 コミュニティ支援係、市民活動係、地区公民館係
 - ▶ 市民総合相談課
-
- ▶ 政策企画課 企画調整係、創生戦略室
 - ▶ 秘書課 広報室
 - ▶ 文化交流課 文化芸術係、都市交流係

- ▶ 企画推進部長 田中 洋介
- ▶ 地域振興局長 久野 壯
- ▶ 協働推進課長 福島 勝平

※ 鳥取市市民自治推進委員会の事務局は、引き続き協働推進課コミュニティ支援係が行います